

○議長（小林哲雄）

日程第6 認定第7号 決算認定について（水道事業会計）、並びに日程第7 議案第28号 平成25年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑をされる際はページを明示してください。質疑をどうぞ。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

ページ数は、282ページの決算書でいでしょうか。会計で主要契約の部分で、平成25年11月19日に、高台第二の螺旋階段の工事を1,152万9,000円で行っております。この螺旋については、過去に落雷があつて破損したという記憶があります。今回この工事をやるに当たって、そこら辺の処置というんですか、そこら辺はされたのかどうか、ちょっと工事内容にはなっちゃうんですけども、無事に完了したのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

ご質問にお答えします。

螺旋階段改修工事につきましては、螺旋階段上の老朽化に伴って、危険なために改修工事を行っております。落雷の処理という部分につきましては、特段そういう部分のは実施しておりません。

○議長（小林哲雄）

8番、山田議員。

○8番（山田貴弘）

老朽化という部分で修繕をしたということで、落雷については特段やっていないということで、大丈夫だということで認識してよろしいですか。再度それはお答えしてもらふのと。

あともう1点、有形固定資産の部分でお聞きしたいんですけども、水道の配管とかそういうのってあるじゃないですか。埋設する配管。それというのは、有形固定資産の機械及び装置の部分に、財産として計上されるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

先ほど、1点目について私から答弁させていただきます。

螺旋階段の件ですけれども、第二浄水場の建物については、中心部分に高い避雷針があります。したがって、改めて何かをしたということではないんですけれども、基本的にはその避雷針により雷を誘導できるのではないかとということで、今回の工事に

当たっては、それで大丈夫だという判断の中で、改めて雷を避ける加工はしていない
ということでございます。

2 点目については担当課長から回答させます。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

ご質問にお答えします。

工事に伴う水道管の配水管につきましては、構築物になります。

○議長（小林哲雄）

8 番、山田議員。

○8 番（山田貴弘）

要するに、構築物の部分で表記がされているということで理解はするんですが、先
ほど下水道会計のところで、自分、水道管の補償費等で質問したと思います。下水道
工事をやるときに水道管が邪魔で、一回撤去して新設するという工事だと思うんです
よ。そうすると今言われるように、有形固定資産明細書の中では、構築物の部分で、
当年度、減少額としてあらわされて、新たに増加という形で表記をしないと、企業会
計で言うと減価償却という部分に出てくると思うので、そこら辺のやりとりがされて
いるのかどうか。当然、配管というのは経年劣化というのがありますので、そこら辺
の周知、どのぐらいの財産を持っているのかということでは、ちゃんとした数字の
移動はしなきゃいけないと思うので、そこら辺のあらわし方というのはどうしてい
るのか。現況の工事の中で古いものをそのまま継ぎ手で使いましたよということと変動はな
いのかとは思いますが、そこら辺の変動はちょっと見えないので、説明をお願いします。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

質問にお答えします。

有形固定資産の増加と減少ということで、増加につきましては新たに布設、また設
置した資産ということで、載せてあります。減少額につきましては撤去した部分で、
実際になくなってしまったほうを載せてありまして、議員の説明のありました布設管
につきましては、今回こちらには載せておりません。表示がそれでいいのかというこ
とにつきましては、こちらのほうでも検討させていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

8 番、山田議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

ただいま課長答弁では、撤去したものに対しての減少額については載せていない、
今後検討するという答弁ですけども、これ、あくまで25年度決算なので、その時

点で、3月31日で、どういう状況かというものを我々に提示していると思います。今の答弁だと、要するに審議が受けられないという状態になると思いますので、そこら辺、この場ではっきりしていただきたい。また、その扱いについては、増えた分は増加額の中に、新しくやったのは入れていますよという答弁いただきましたので、要は、減った部分をどこで表現をしているのか、これを明確に答弁していただきたいと思います。これにはちょっと時間がかかると思うので、そのほかにもう1問。

290ページの中で、企業債明細書というもののの中で、当然、自主財源だけではなかなか運営ができないということで、ある意味、借金をして水道管の配水管の布設をしているというのが現状です。今までの発行の中、利率の部分で7.1とか6.4とか、6.3、ある程度高額の部分があるのですが、今後の計画の中で、ここら辺の処理というんですか、前倒しで利率の高いものは払っていくというような計画があるのかどうか、そこら辺、1点お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

企業債の返還につきましては、毎年決められた返済額でこちらに計上させていただいています。実質的に水道のほうでは、企業債の返済につきましては借りているところで、返済期限が切れたものにつきまして順次返済していきまして、議員の言われたとおり、早期返却という形の中で繰り上げて返すという計画は、今のところ持っておりません。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

できれば、本当はそのほうがいいと思うんですね。ただ、一般会計とか下水道事業なんかでもそうなんですけれども、過去の利率の高いものはそのまま繰上償還をしてしまうということが制度的にできないということなんです。特に、水道事業のほうで申し上げますと、いわゆる水道料金との関係ですとか、水道事業経営全体が、繰上償還をしないことによって、高利率の起債を抱えることが経営を圧迫するといったようなことを証明しませんと、一つの基準をクリアしませんと、繰上償還ができないという制度になっていますので、残念ながら、本庁の場合、水道料金等はその基準にはクリアできるほどの額にはなっておりませんので、現実問題としては繰上償還はできないということになります。

○議長（小林哲雄）

山田議員、よろしいですか。

○8番（山田貴弘）

はい。部長の今の答弁の中で、よっぽどのがない限り繰上返済はできないという答弁があったということは、今後、水道料金の値上げとかは特に考えていないというあれでよろしいですか。そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

水道料金につきましては、現在の状態を維持するという状態ですと、いわゆる経常経費を埋めていくので多分ぎりぎりの状態だろうということと考えております。ただ、今後、管渠もそうですし、浄水場の施設もそうですが、いわゆる耐震改修工事等を行っていかねばいけないと、そのための財源をどう確保していくかという中では、今年度あたりから本格的な検討に入っていく必要があると考えております。以上です。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

先ほどの山田議員の下水道工事に伴う水道管布設替え工事、有形固定資産明細書の中で、当年度減少額の中にそれが入っていないではないかというご質問の中で、ご回答します。

布設替えしました水道管につきましては、減価償却済み資産でありまして、台帳には載っていない部分でありまして、帳簿上はなかったということで、当年度の減少額の中に反映をさせていませんでした。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

279 ページの「平成25年度 開成町水道事業報告書」の件でございます。

書かれておられますように、給水人口は75人増えて、1万6,779人。しかしながら、その文章の下の方になりますけども、営業収支では、事業収益全体としては、前年度比1.37%の減収となったと。総体として276万2,430円の純損失となったと。今後どうするかという話は部長からちょっといただいているわけですが、私が知りたいのは、加入が増えておりながら純損失というのは、結果的に、ここで書いてありますように、事業支出が多かったと、収入よりですね。そうすると、事業支出を抑え込む方法しかないのかなと受けますけれども、今後の関係としては、純損失についてはこのところなかったもので、ちょっと気になるところでございます。

収支の関係で出ているのは、272 ページ、273 ページの「平成25年度 開成町水道事業損益計算書」で、この中の273 ページの数値ですが、25年度は、先ほど言った数字で赤字になっていると。しかしながら、前年度繰越剰余金がありまして、差し引き3,162万7,032円と、こういった数値を読み取るならば、これから先も、部長が言ったとおり、値上げとかそういう関係じゃないけど、今回はマイナスなんですけども、損失しているんだけど、実際としては、繰り越しがずっとされておりまして、3,000万ぐらいあると、こういうことだと思います。そこで、先ほど

言ったように、人口が増えていながらなかなか収益が上がらない。どうするかということだと思うんですね。その辺の考え方も聞かせてもらいたい。企業会計ですから、増収を図る点が今後あり得るのかどうかですね。ちょっと気になるところでございます。いずれにしろ、南部地区の区画整理事業とか、いろんなところの想定されるものがありますので、大丈夫だという関係で我々受けとめていいのかどうかを含めて答弁をお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

先ほどの山田議員に対するお答えとも多少かぶるところがありますが、当然のことながら、今年度、今期については純損失を出しているということで、当然のことながら、経常経費について削減を図っていくというのは、これは当然のことであろうと思います。

一方で、給水収益等の推移を見ておきますと、やはり人口が増えていて、給水口数も増えているんですけれども、世帯当たりのいわゆる水を使う量、これはもう間違いなく減ってきていると。なぜかといいますと、やはりトイレが一番大きいですが、節水型になってきているということが大きいと思います。そのほかにも、いわゆる節水の意識というのが、皆さん、資源を大切にするという意味で、非常に強くなってきているということから、お一人が使われる水の量というのは減ってきているということでございます。町といたしましても、したがって、いわゆる経常経費の部分については、できるだけ切り詰めていくということは、一つ、やっていかなければならないことだろうということが一つ。

それとあと、先ほども申し上げたことですが、将来の設備投資に対する考え方をどう持っていくか、どう計画的に考えていくかということで、今後の水道事業会計の経営としてのあり方というものを、ここ一、二年の中で考えていきたいと思っております。

先ほども高橋議員ご指摘のとおり、いわゆる未処分利益等もございますので、内部留保等ある程度ありますので、急に経営がどうのこうのということはないと考えてよろしいと思いますけれども、中期的あるいは長期的な設備投資といった中では、やはり経費の削減だけでは対応し切れないという部分が出てくるのではないかというふうにも考えられます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。説明資料でちょっとお伺いいたします。90、91 ページのところの歳出です。03 の「過年度損益修正損」というのがありますけれども、これで、30 万 7,000 円ほどありますが、内容で、水道料金の還付 16 件と、過年度手数料

還付 14 件、あと不納欠損が 91 件と記載されていますが、これ、詳細について教えてください。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

では、質問にお答えします。

「過年度損益修正損」ということで、過年度水道使用料の還付ということで 16 件、こちらにつきましては、漏水に伴います水道料の還付という形になります。

あと、過年度の手数料の還付 14 件、これにつきましては、手数料につきまして、二重に受け取ってしまっている、または業者と使用者の部分で二重に受け取ってしまっているという部分がありまして、そちらの部分で還付をさせていただいています。

あと、不納欠損の処分につきましては、転居されて住所がわからなくなった方、または亡くなった等で不納欠損になった方の金額になります。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

今、説明があったんですが、水道使用料の還付 16 件については、漏水についての還付ということでありますけど、よくわからないんですが、もう少しわかりやすく説明願いたいということと、あとは手数料の還付について、二重にとってしまったということでありますけど、これはどういう徴収の仕方をされているのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

それでは、まず 1 点の水道使用料の還付の漏水につきましては、2 カ月に 1 回検針を受けまして、前期の検針の使用料に比べて、まず、水の使用量が多い、約 20 立方メートル以上あった方につきましては、漏水をしているのではないかとということでご通知を申し上げております。そちらのご通知を上げた方で、実際に漏水が発見され直した方につきましては、水道業者から漏水証明という形で出させていただきまして、前期分と同じ水道量をオーバーした部分につきましては、漏水という形で料金を還付しております。

あと、手数料ですけれども、開閉栓の手数料ということで、水道を開けるときの、閉めるときに、開閉栓手数料というものを各 700 円、開成町はとっています。そちらの手数料ですけれども、アパートの管理会社、もしくは住んでいる方の中で申請があったときに、やはり二重で払ってしまっている方等がありまして、そういう部分で還付をしている。それとあと、設計審査という部分がありますけども、そちらの中で、水道業者が窓口に来たときに払ってしまっているのを、こちらのほうで、最初に払ったのに工事が終わったときにまた払ってしまっているというところがありまして、そういう二重のところを戻した形の還付になります。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

手数料の還付についてはわかりましたけど。

漏水なんですけど、漏水が見つかったから、その分を補償しますよということであり
ますけど、これは宅地内、いわゆる業者の施工が悪くて漏水したということなんですか。
それとも古くなったために管が腐食したとか、もう今は腐食ではないですね、そ
ういう感じで漏れたということなんですか。ちょっと理解できないんですけど。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

漏水の原因につきましてはさまざまあります。議員の言われたとおり、もう管が老
朽して、継ぎ目から漏水をしてしまっている。また、水道管の上に重機とか車に乗っ
て、その圧力でだんだんと漏水をしてしまっていると。そういうようないろんな原因
がありますので、一概にどういう漏水という部分は、なかなか難しいかと思います。

ただ、町としましても、漏水が発見されて、漏水部分を全て水道利用者から料金を
徴収するというのではなく、還付という手続を持っておりますので、基本的にはち
ゃんとした原因の漏水は、補修した水道業者から上がってきますので、それを審査し
認めた方については、漏水の料金を還付しております。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

すみません。しつこいようですけども、これは個人に還付するということによろし
いんですよね。個人の使用料と漏水の関係というのは、宅地内、建物内で漏水した部分
についても町で補償してくれるということなんですか。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

そうですね。メーターから、宅地内の漏水につきましても、意図的に漏水とか、そ
ういう水を使っているとか、そういうのではない限り、町のほうで、漏水についての
申請があった場合についてですけども、還付という形で手続をしております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございませんか。

6 番、鈴木庄市議員。

○6 番（鈴木庄市）

6 番、鈴木です。

275 ページの剰余金処分計算書（案）のこの問題ですが、剰余金の処分というこ
とで、減債積立金、あるいは建設改良積立金というものがゼロということになってお

りますが、私が古いのかもしれないんですが、企業会計では、減債積立金というのは法定積立ということで、法的に決められているんじゃないかと思うんですよね。その辺が、最近の改正で変わったのかどうか、その辺について、お伺いをいたします。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

減債積立金につきましては地方公営企業法で、昔、余剰金、残金があった場合、その20分の1を下らない金額を積み立てするという文言がありましたけども、平成24年の改正に伴って、こちらの文面がなくなりました。ですので、法的に減債積立金をしなければいけないということではなくなりました。

○議長（小林哲雄）

6番、鈴木議員。

○6番（鈴木庄市）

それはわかりました。

それでは、積み立てるときの基準みたいなものがあるかどうかということですね。幾らぐらいまでならば積み立てをすとかいうことなんですが、いずれにしろ、何かの対処という形では積み立てはしていったほうがいいと思うんですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山忠）

明確にそれぞれの積み立てを幾らにするといった基準は現在持っておりませんが、基本的には、決算を打って利益が出た段階で、その利益剰余金の額を見ながら、極力、建設改良あるいは減債積立に積んでいきたいというふうに考えております。

今後、何らかの基準も設ける必要があるのではないかとということも検討したいと思います。

○議長（小林哲雄）

6番、鈴木議員。

○6番（鈴木庄市）

当年度、利益剰余金はマイナスだということから、その辺の原因もあるかなと考えたんですが、その辺はいいとして、今後、積立金を少しでも積み立てていく方法で考えていただきたいと思います。

以上、要望して終わります。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（なし）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、認定第7号 決算認定について（水道事業会計）並びに議案第

28号 平成25年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を終了いたします。

以上をもちまして、認定第1号、決算認定について（一般会計）から議案第28号平成25年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、一括議題としております計8議題の質疑は全て終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時24分 散会